ハ　その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

［五～十一　略］

十二　法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又は特定携帯電話用設備　次に掲げる書類

［イ　略］

ロ　第四号ロ及びハに掲げる書類

［ハ・ニ　略］

十二の二　法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、ＰＨＳ用設備　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ソ及びクに掲げるものを除く。）

ロ　第四号の二ロに掲げる書類

ハ　第八号ロからホまでに掲げる書類

ニ　その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

［十三・十四　略］

［2　略］

第二十九条　法第四十四条第二項の総務省令で定める管理規程の内容は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方法に関する事項

［イ～リ　略］

ヌ　事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者による誤りを防止するための対策に関すること。

ル　事業用電気通信設備のうち、その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務大臣が別に告示するもののリスクの分析及び評価に関すること。

ヲ　ルに関する取組を踏まえた事業継続計画又はこれに相当する計画の策定に関すること。

［削る］

ワ　［略］

カ　［略］

ヨ　［略］

タ　イからヨまでに掲げる事項に関する取組の実施状況等現状の調査、分析及び改善に関すること。

［四　略］

［五～十一　同上］

十二　法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備　次に掲げる書類

［イ　同上］

ロ　第四号ロに掲げる書類

［ハ・ニ　同上］

［新設］

［十三・十四　同上］

［2　同上］

第二十九条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～リ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ヌ　イからリまでに掲げる事項に関する取組の実施状況等現状の調査、分析及び改善に関すること。

ル　［同上］

ヲ　［同上］

ワ　［同上］

［新設］

［四　同上］